

厚生労働大臣の定める掲示事項（施設基準）

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

◇ 外来腫瘍化学療法診療料 2	算定開始年月日： 令和4年4月1日
◇ ニコチン依存症管理料	算定開始年月日： 平成29年7月1日
◇ がん治療連携指導料	算定開始年月日： 平成24年12月1日
◇ 肝炎インターフェロン治療計画料	算定開始年月日： 平成22年4月1日
◇ 薬剤管理指導料	算定開始年月日： 平成22年4月1日
◇ 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料	算定開始年月日： 平成24年6月1日
◇ 検体検査管理加算（Ⅱ）	算定開始年月日： 平成20年6月1日
◇ CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）	算定開始年月日： 平成24年9月1日
◇ 無菌製剤処理料	算定開始年月日： 平成24年9月1日
◇ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）	算定開始年月日： 令和8年2月1日
◇ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）	算定開始年月日： 令和8年2月1日
◇ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算及び急性期リハビリテーション加算）	算定開始年月日： 令和8年2月1日
◇ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	算定開始年月日： 平成10年4月1日
◇ 輸血管理料Ⅱ	算定開始年月日： 令和4年7月1日
◇ 二次性骨折予防継続管理料 1	算定開始年月日： 令和5年8月1日
◇ 二次性骨折予防継続管理料 2	算定開始年月日： 令和5年8月1日
◇ 二次性骨折予防継続管理料 3	算定開始年月日： 令和5年8月1日
◇ がん患者指導管理料イ	算定開始年月日： 令和6年11月1日
◇ がん患者指導管理料ロ	算定開始年月日： 令和6年11月1日